

## 第 3 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成26年 3月20日 (木) 午前10時00分

場 所 津市芸濃庁舎 2階 中会議室3・4

出席部会委員 1 池田 長義・2 太田 義政・3 森 恒利・5 青木 正司・6 赤塚 薫  
7 伊藤 征一・9 大田 武士・10 奥山 勘五郎・13 丹羽 芳久  
14 前田 紀男・15 杉谷 正美・16 田中 茂人・20 中川 文博  
22 中林 長一・23 平井 秀次・43 後藤 勝・48 前川 正次

以上17名

欠 席 委 員

出席部会員外委員 会長 守山 孝之

議 長 第1農地部会長 伊藤 征一

事務局職員 飯田事務局長・鈴木次長・竹田主査

総合支所 河芸：服部主査 美里：谷川主査 安濃：紀平担当副主幹  
芸濃：後藤副主幹 香良洲：東山主査

議事録署名者 10 奥山 勘五郎・13 丹羽 芳久

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について (所有権移転)

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について (使用貸借)

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）
- 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）
- 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）
- 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）
- 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・地上権）
- 議案第6号 非農地証明願について
- 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（別冊）

## 議 事 の 大 要

- 議 長        それでは第3回第1農地部会を開催させていただきます。本日の欠席は、ございません。それでは、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。10番 奥山 委員、13番 丹羽 委員よろしくお願ひします。
- まず始めに、会長の専決等の報告事項にはいります。報告第1号から第5号まで、事務局から一括して報告をお願いします。
- 事 務 局        議案書の1ページから7ページをお願いいたします。
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。
- 番号1から45で、7ページになりますが、件数は45件、合計面積132,081㎡で、すべて田でございます。
- これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸し人、借り人、双方の合意により解約したものであります。
- 8ページから15ページをお願いいたします。
- 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、でございます。
- 番号1から16で、15ページになりますが、合計で件数は16件、面積は121,499.20㎡で、その内訳は、田が75,932㎡、畑が17,414.20㎡、その他、これは台帳地目が山林・原野で現況地目が畑になりますが、28,153㎡でございます。これらにつきましては、相続の届出でございます。いずれの案件もあつせん等の希望はございません。
- 16ページをお願いいたします。
- 報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、ござ

います。

番号1は、太陽光発電施設用地です。番号2は、貸し駐車場用地です。番号3は、倉庫用地です。番号4は、太陽光発電施設用地でございます。

以上件数は4件、合計面積は1, 818㎡で、その内訳は、田が1, 032㎡、畑が786㎡でございます。

17ページをお願いいたします。

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。番号1は、一般個人住宅用地です。番号2は、駐車場用地です。番号3は、一般個人住宅用地です。合計3件で、面積は1, 203㎡、すべて田でございます。

18ページをお願いいたします。

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸借）でございます。

番号1、一般個人住宅用地の1件で、面積は畑で108㎡でございます。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。事務局より報告があったとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、19ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1は、地区は大里と高野尾になります。受け人 \_\_\_\_\_、面積1, 199㎡、渡し人 亡き \_\_\_\_\_ 遺言執行者 \_\_\_\_\_、面積13, 956㎡、申請地 大里山室町 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積89㎡ 外4筆で、合計面積9, 133㎡のうち持分2分の1の4, 566. 5㎡です。

これにつきましては、受人は、遺言による特定遺贈を受けるものです。なお、残り2分の1の申請地については、\_\_\_\_\_に対して包括遺贈されるもので、農地法第3条の許可は不要になります。

番号2、地区 大里、受け人 \_\_\_\_\_、面積7, 665㎡、渡し人 \_\_\_\_\_、面積765㎡、申請地 大里睦合町多為 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積125㎡。

これにつきましては、渡人としては遠方のため耕作が不便であることから、受人は、この申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

番号3、地区 高野尾、受け人 \_\_\_\_\_、面積9, 000㎡、渡し人 \_\_\_\_\_、面積29, 692㎡、申請地 高野尾町新林 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積1, 289㎡ 外8筆で、合計面積5, 461㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化のため労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

なお、受人は四日市方面で営農しており、申請地までの通作距離が約30kmで時間は40分程度、農機は、渡し人からの借入を予定されているというこ

とで、サツマイモ、タマネギ、サトイモなどを作付けされる計画という事です。  
以上件数は3件で、合計面積は14,719㎡、その内訳は田が3,738㎡、畑が10,981㎡でございます。

いずれの案件も、農業をまじめに行い農機具も保有しており、周辺の農地に影響もなく農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 1番、2番、大里。事務局から説明があった通りでございますので、何ら問題はないと思いますので、よろしくお願いいたします。3番、高野尾。

赤塚委員 6番 赤塚です。これは四日市の方で、畑まで40分くらいかかるという事で、事務局も申しておりましたけども、また農機具も保有して熱心に農業をやっているという事で、何ら問題はないという事で、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第1号については、許可することに決定いたします。

次に議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、20ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）でございます。

番号1は、地区 安東、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 河辺町鎌倉 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積373㎡ 外3筆で、合計面積1,928㎡です。

これにつきましては、太陽光発電施設用地とするもので、パネル設置面積は816㎡、転用面積の42.3%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 草生、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 安濃町草生野端 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積791㎡ 外1筆で、合計面積1,052㎡。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするもので、パネル設置面積は、通路等の管理用地及び日陰部分を除いた335㎡で転用面積の31.8%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上件数は2件、合計面積は2,980㎡で、その内訳は、田が1,928㎡、畑が1,052㎡でございます。

いずれの案件も農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 それでは地元委員の意見を伺います。1番、安東。

太田委員 2番 太田です。  
先週の14日に現地確認を会長、部会長と見てまいりました。  
特に問題はございません。どうぞよろしく願いいたします。

議長 はい。2番、草生。

平井委員 23番 平井です。3月14日に現地確認をいたしました。これについても、  
何ら問題ございませんのでよろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。  
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第2号については、  
許可をすることに決定いたします  
次に議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業  
委員会許可・所有権移転）事務局の説明をお願いします。

事務局 21ページをお願いいたします。  
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員  
会許可・所有権移転）でございます。  
番号1、地区 安東、受け人 \_\_\_\_\_、渡し人 \_\_\_\_\_、申請地 安東  
町木若\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積1,007㎡です。  
これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電施設  
用地とするものです。  
パネル設置面積は410㎡で、転用面積の40.7%にあたります。農地区  
分は、第2種農地と判断されます。  
番号2、地区 高茶屋、受け人 \_\_\_\_\_ 理事\_\_\_\_\_、渡し人 \_\_\_\_\_  
外2名、申請地 高茶屋小森上野町野田\_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 畑、  
面積1,011㎡ 外2筆で、合計面積3,033㎡。  
これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、駐車場用地とす  
るものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。  
番号3、地区 村主、受け人 \_\_\_\_\_、渡し人 \_\_\_\_\_、申請地安濃町  
川西岡副\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積363㎡。  
これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、隣接宅地を拡張  
し駐車場及び物置用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されま  
す。  
以上件数は3件、合計面積は4,403㎡で、その内訳は田3,033㎡、  
畑1,370㎡でございます。  
いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、  
許可要件のすべてを満たしていると考えます。  
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺

います。1番、安東。

太田委員 2番 太田です。この案件につきましても、3月14日に現地確認させていただきました。特に問題ございません。ご承認お願いいたします。

議長 2番、高茶屋。

奥山委員 10番 奥山です。現地立会いしたところ、何ら問題はないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 3番、村主。

平井委員 23番 平井です。3月14日に現地確認をいたしました。  
事務局の説明通り、居宅に隣接しておりますので、何ら問題ございませんので、よろしくお願いいたします。

議長 地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第3号については、許可をすることに決定いたします。  
次に議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）事務局の説明をお願いします。

事務局 22ページをお願いいたします。  
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）でございます。  
番号1は、地区 黒田、借り人 \_\_\_\_\_代表取締役\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
代表取締役\_\_\_\_\_  
、貸し人 \_\_\_\_\_、申請地 河芸町三行住持 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積5.20㎡ 外2筆で、合計面積1,161.20㎡です。  
これにつきましては、借り人は、貸し人から申請地を20年間賃借し、関連会社であります使用借りが運営する太陽光発電施設用地とするものです。  
なお、隣接山林と一体利用するもので、パネル設置面積は、転用面積の85%にあたります。農地区分は、第2種農地と判断されます。  
以上件数は1件、合計面積は田1,161.20㎡でございます。  
この案件につきまして農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 それでは、地元委員の意見を伺います。1番、黒田。

丹羽委員 13番 丹羽です。14日に、会長、部会長、それから地元委員さんを交えて、確認をいたしました。2種農地でもあり、良いと思いますので、よろしく

お願いいたします。

議長 はい。地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。  
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第4号については、許可をすることに決定いたします。  
次に議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・地上権）事務局の説明をお願いします。

事務局 23ページ、24ページをお願いいたします。  
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・地上権）でございます。

番号1は、地区 安東、借り人 \_\_\_\_\_代表\_\_\_\_、貸し人 \_\_\_\_\_外3名、申請地 河辺町鎌倉\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積396㎡ 外7筆で、合計面積3,473㎡です。

これにつきましては、借り人は、貸し人と20年間の地上権設定契約をし、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。なお、パネル設置面積は2,071㎡、転用面積の59.6%にあたります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2 地区 安東、借り人 \_\_\_\_\_代表\_\_\_\_、貸し人 \_\_\_\_\_外2名、申請地 河辺町鎌寺\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積17㎡ 外18筆で、合計面積は、24ページになりますが、7,416㎡となります。これにつきましては、借り人は、貸し人と20年間の地上権設定契約をし、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

なお、パネル設置面積は4,143㎡、転用面積の55.9%にあたります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3 地区 安東、借り人 \_\_\_\_\_、貸し人 \_\_\_\_\_、申請地 河辺町鎌倉\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積135㎡ 外4筆で、合計面積2,352㎡。

これにつきましては、借り人は、貸し人と20年間の地上権設定契約をし、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

なお、パネル設置面積は1,156㎡、転用面積の49.1%にあたります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

なお、この3件の案件は、地上権の設定で、申請が上がっております。

簡単にこの地上権の内容について説明をさせていただきます。

地上権と言うのは、建物や工作物を所有する目的で、他人の土地を使用する権利のことをいいます。

地上権は、地主との契約で設定され、地代を支払う義務はあるものの、地主の承諾なしで、その権利を売買したり転貸したり、建て替えたりすることが可能です。

地上権は、土地登記簿に登記されるのが一般的で、これを担保に資金の借入れなども可能です。

地上権といいますのは、一般的な賃貸借よりもより借り人にとっては有利な権利の設定になろうかと思えます。

なお、本議案の番号3と議案第2号 農地法第4条第1項の許可申請で説明いたしました番号1の案件は同一の事業主で、一体的に利用されるものです。

以上件数は3件、合計面積は13,241㎡で、その内訳は田13,183㎡、畑58㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 どうもありがとうございました。事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。1番、2番、3番、安東。

太田委員 2番 大田でございます。

ただいまの事務局の説明通りでございますが、その場所は津インターから北西部にあたりまして、隣接するのは\_\_\_\_、それから安濃町にあります、\_\_\_\_の東側南側でございますが、安東の平坦な農地におきましては非常に作りにくい作付けしにくい所です。

今まで農地パトロールも毎年やっておりますが、耕作放棄地また遊休農地という所がこの部分にありまして、非常にこの案件については、地元の人は非常にありがたいなというふうな事でございますが、是非ともご理解いただきまして、ご承認のほどお願いしたいと思えます。以上です。

議長 地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第5号については、許可をすることに決定いたします。

次に議案第6号 非農地証明願について事務局の説明をお願いします。

事務局 25ページをお願いいたします。

議案第6号 非農地証明願について、でございます。

番号1、地区 上野、願出者 \_\_\_\_\_、申請地 河芸町西千里里\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積72㎡ 外1筆で、合計面積356㎡です。

これにつきましては、平成4年10月28日撮影の航空写真により、申請地に建物が建築されていることが確認できますので、津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定により、当該土地が農地以外に供され20年以上経過している要件に該当しております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 それでは、地元委員の意見を伺います。1番、上野。

前田委員 14番、前田です。事務局の説明どおりで、問題ありません。

議長 分かりました。地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。それでは異議なしと認め、第6号議案については、証明することに決定いたします。

次に別冊でお配りしました議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。

お配りしました、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧いただきたいと思っております。

それでは、各地区別に、下の合計欄でご説明いたします。

津地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で155,021㎡、畑の使用貸借で4,322㎡、契約件数は66件でございます。

河芸地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で18,487㎡、契約件数は10件でございます。

安濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で39,722.22㎡、畑の使用貸借で56㎡、契約件数は18件でございます。

芸濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で68,455㎡、畑の賃貸借で1,040㎡、契約件数は23件でございます。

美里地区につきましては、田の賃貸借で7,963㎡、契約件数は4件でございます。

香良洲地区につきましては、集積はございませんでした。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて289,648.22㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて5,418㎡で、合計契約件数は121件、合計面積は295,066.22㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は、津地区33件、河芸地区2件、安濃地区10件、芸濃地区18件、美里地区2件、合計で65件、合計面積232,914㎡でございます。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。それでは、議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定については適正であると認め、市長に進達することにいたします。

以上で、本部会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。  
以上で第3回第1農地部会を終了いたします。

午前10時42分

上記は、第3回第1農地部会の議事を録したものである。

平成26年 3月20日

議 長

出席委員

出席委員